

# 登記事務の停止について

北海道の施行にかかる虻田郡二セコ町の一部（川北工区）の土地改良法に基づく国営換地処分について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、令和8年2月17日付をもって公告があったので、同法第116条の規定により下記不動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和8年2月20日

札幌法務局倶知安支局

記

## 事務停止区域

虻田郡二セコ町の一部（川北工区）

## 事務停止予定期間

令和8年2月20日～令和8年3月下旬